

## 吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

2021 年 5 月 28 日

株式会社資生堂

2021年5月28日

吸収分割に係る事前開示書類  
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)

東京都中央区銀座七丁目5番5号  
株式会社資生堂  
代表取締役社長 魚谷 雅彦

株式会社資生堂（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社ファイントゥデイ資生堂（以下「承継会社」といいます。）は、2021年5月27日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2021年7月1日として、分割会社はその営むパーソナルケア事業（但し、製造に関する事業を除きます。以下同じとします。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

別紙1に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

承継会社は、本吸収分割に際して、分割会社に対して、承継会社が承継する権利義務に代わり、承継会社の普通株式14,295,685株を交付します。

分割会社に対して交付される株式の数につきましては、承継会社が分割会社の完全子会社であることを踏まえ、分割会社及び承継会社が協議の上で決定したものであり、相当であると判断しております。

また、承継会社が本吸収分割に際して増加させる資本金及び準備金の額は、本吸収分割後における承継会社の事業内容及び分割会社から承継する権利義務に照らして、相当であると判断しております。

3. 会社法第758条8号に関する事項（会社法施行規則第183条第2号）

該当事項はありません。

4. 本吸収分割に際して吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

- (1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表（同号イ）

別紙 2 に記載のとおりです。

- (2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

- (3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

- (i) 資生堂ジャパン株式会社との間の吸収分割契約の締結

承継会社は、資生堂ジャパン株式会社（以下「資生堂ジャパン」といいます。）との間で、2021 年 5 月 27 日付で吸収分割契約書を締結しており、効力発生日を 2021 年 7 月 1 日として、資生堂ジャパンがその営むパーソナルケア事業（但し、製造に関する事業を除きます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割を行う予定です。

- (ii) 株式会社エフティ資生堂との間の吸収分割契約の締結

承継会社は、株式会社エフティ資生堂（以下「エフティ資生堂」といいます。）との間で、2021 年 5 月 27 日付で吸収分割契約書を締結しており、効力発生日を 2021 年 7 月 1 日として、エフティ資生堂がその営む全ての事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割を行う予定です。

6. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

(1) パーソナルケア事業の譲渡に係る契約の締結

分割会社は、分割会社グループの営むパーソナルケア事業を合併事業化することを目的として、2021年2月3日付で、CVC Capital Partners（以下「CVC」といいます。）が投資助言を行うファンドが出資をしている法人である株式会社 Oriental Beauty Holding（以下「OBH社」といいます。）との間で、2021年7月1日を譲渡実行日として、分割会社が保有する承継会社の発行済株式の全部をOBH社に譲渡（以下「本株式譲渡」といいます。）する旨の株式譲渡契約を締結しました。

また、分割会社は、本株式譲渡の実行後、OBH社の完全親会社である株式会社 Asian Personal Care Holding の株式の35%を取得する予定です。

詳細につきましては、分割会社の2021年2月3日付プレスリリース「パーソナルケア事業譲渡に伴う会社分割（簡易吸収分割）等に関するお知らせ ～CVC社との合併事業化によりさらなる成長と発展を目指して～」をご参照ください。

(2) 剰余金の配当

分割会社は、2021年3月25日開催の定時株主総会において、下記のとおり、剰余金の配当を行うことを決議し、同月26日に配当を実施しました。

(i) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

分割会社の普通株式1株につき金20円 総額7,989,316,040円

(ii) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年3月26日

(3) DOLCE&GABBANA S.R.L.とのライセンス契約解消

分割会社は、EMEA（ヨーロッパ・中東・アフリカ）地域本社においてフレグランス事業を担う Beauté Prestige International S.A.S.を通じ、DOLCE&GABBANA S.R.L.（以下「D&G社」といいます。）との間で締結していた、フレグランス、メイクアップ及びスキンケア商品の開発、生産及び販売・マーケティングに関するグローバルライセンス契約を解消することについて、2021年4月28日にD&G社と合意いたしました。これに伴い、フランスを除くすべての市場での同契約に関する事業展開が2021年12月31日を効力発生日として終了する予定です。

詳細につきましては、分割会社の2021年4月28日付プレスリリース「DOLCE&GABBANA S.R.L.とのライセンス契約解消のお知らせ（一部は労使協議後確定）」をご参照ください。

なお、分割会社は、上記の契約解消に伴い、投資額の回収が見込めなくなったため、商標権の帳簿価額（関連負債控除後）を回収可能価額まで減額し、当該減少額15,338百万円を減損損失として第1四半期連結累計期間に計上しています。また、この減損損失に加え、契約解消に係る費用、割増退職金などを含めた総額約35,000百万円を2021年

度に特別損失に計上する見込みです。

(4) アクセンチュア株式会社との合弁会社設立

分割会社は、アクセンチュア株式会社との間で、分割会社及びそのグループ会社に対してデジタルマーケティング業務とデジタル・IT 関連業務を提供する合弁会社「資生堂インタラクティブビューティー株式会社」を 2021 年 7 月に設立することについて合意しました。

詳細につきましては、分割会社の 2021 年 5 月 11 日付プレスリリース「アクセンチュア株式会社との合弁会社設立について ～変化するお客さまと市場環境に迅速に対応～」をご参照ください。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割株式会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割株式会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 分割会社の債務の履行の見込みについて

分割会社の 2020 年 12 月末日現在の貸借対照表における資産の額は、負債の額を十分に上回っており、また、本吸収分割の効力発生日以後における分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本吸収分割の効力発生日以後において、分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上の点、並びに分割会社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、効力発生日以後における分割会社の債務の履行の見込みがあるものと判断いたしました。

(2) 承継会社の債務の履行の見込みについて

本吸収分割の効力発生日以後における承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本吸収分割の効力発生日以後において、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上の点、並びに承継会社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、効力発生日以後における承継会社の債務の履行の見込みがあるものと判断いたしました。

以上



## 吸収分割契約書

株式会社資生堂（以下「甲」という。）及び株式会社ファイントゥデイ資生堂（以下「乙」という。）は、2021年5月27日、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。



### 第1条（吸収分割の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲がその営むパーソナルケア事業（但し、製造に関する事業を除く。以下「本事業」という。）を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本吸収分割」という。）。

### 第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社

（商号）株式会社資生堂

（住所）東京都中央区銀座七丁目5番5号

(2) 乙：吸収分割承継会社

（商号）株式会社ファイントゥデイ資生堂

（住所）東京都港区浜松町二丁目3番1号

### 第3条（権利義務の承継）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙記載のとおりとする。
2. 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。甲は、承継対象権利義務に含まれる債務について履行をしたとき（会社法第759条第2項に基づき履行をしたときを含む。）は、乙に対してその全額について求償することができる。
3. 乙は、承継対象権利義務に含まれる債務以外の甲の債務について履行をしたとき（会社法第759条第3項又は第4項に基づき履行をしたときを含む。）は、甲に対してその全額について求償することができる。



### 第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、承継対象権利義務に代わる対価として、乙の普通株式14,295,685株を交付する。

#### 第5条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により増加する乙の資本金の額は3億円、準備金の額は0円とする。

#### 第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年7月1日とする。但し、本吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

#### 第7条（株主総会決議）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約に関する同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する乙の株主総会決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）を得るものとする。

#### 第8条（競業禁止）

甲は、乙が承継する本事業について、会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わないものとする。

#### 第9条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産、経営状態若しくは本事業に重大な変更が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条（本吸収分割の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第7条に定める乙の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

#### 第11条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）



本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2021 年 5 月 27 日

甲： 東京都中央区銀座七丁目 5 番 5 号  
株式会社資生堂  
代表取締役 魚谷 雅彦



乙： 東京都港区浜松町二丁目 3 番 1 号  
株式会社ファイントゥデイ資生堂  
代表取締役 直川 紀夫



別;

及  
当  
係  
く  
該  
含  
が

1.

## 承継対象権利義務明細

効力発生日において乙が甲から承継する権利義務は、次に定める甲の権利義務並びに甲及び乙が別途書面にて合意した甲の権利義務のうち、法令上承継可能なものとする。但し、当該甲の権利義務のうち、(i)当該甲の権利義務を本吸収分割により乙に承継するために、関係官庁（日本国内外を問わない。）の許認可が必要となる場合、若しくは第三者の同意若しくは承認等が必要となる場合（同意若しくは承認等を得ずに権利義務を承継した場合に当該第三者との間の契約の債務不履行事由若しくは解除事由に該当する可能性があるものを含む。）であって、かかる許認可、同意若しくは承認等が得られないもの、又は(ii)甲及び乙が別途書面にて合意したものは承継対象から除外するものとする。

## 1. 資産

- ① 効力発生日において甲が所有又は保有し、本事業のみに関連する以下の資産
  - (1) 本事業のみに関連する完成品在庫及び販売促進用品
  - (2) 本事業のみに関連する原材料のうち研究開発又は類似の目的に供するもの
  - (3) 甲及び乙が別途書面にて合意する本事業のみに関連する機器、什器、金型その他の動産
  - (4) (i)甲及び乙が別途書面にて合意する本事業のみに関連する登録済の知的財産権、(ii)本事業のみに関連する未登録の知的財産権（但し、未登録の著作権については、本事業において使用される販売、販売促進及び広告に関するものであって甲及び乙が別途書面にて合意するものに限る。）、並びに(iii)本事業において甲又は甲の子会社が開発、製造、販売、ライセンス、供給、その他の方法によって処分する甲又は甲の子会社の全ての製品の処方のみに関連する未登録の知的財産権
  - (5) 本事業を運営するために必要な帳簿、記録及び書類の写し（書面又は電磁的記録によるかを問わない。）（但し、甲の議事録又は会社の記録を除く。）
  - (6) 甲が保有する、本吸収分割に際して乙に承継される甲の従業員（以下「承継対象従業員」という。）の個人記録（全ての人事関連その他の記録を含む。）
- ② 以下の資産（以下「非承継資産」という。）は①に記載する承継対象の資産から除く。
  - (1) 効力発生日までに承継対象契約（第3項に定義される。）に基づき生じた売掛債権
  - (2) 効力発生日までに本吸収分割に基づき承継する資産又は契約に基づき生じた請求権、請求原因又は相殺権その他の権利

- (3) ①に定めるものを除く、原材料、容器・梱包材、仕掛品、消耗品及び在庫
- (4) 「資生堂」又は「エフティ資生堂」を含む商標権
- (5) (i)甲及び乙が別途承継対象の資産から除外することに書面にて合意した製品の処方（以下「非承継対象処方」という。）、(ii)甲及び乙が別途承継対象の資産から除外することに書面にて合意した製品の原料（以下「非承継対象原料」という。）、並びに(iii)それらに関する権利及び知的財産権

## 2. 債務

- ① 以下に定める事項のいずれかに起因又は関連する責任及び債務（簿外債務、偶発債務及び潜在債務を含む。）。なお、疑義を避けるために付言すると、本①に定めるもの以外の簿外債務、偶発債務及び潜在債務は承継されない。
  - (1) 第3項に定める承継対象契約
  - (2) 承継対象従業員との間の雇用契約
- ② 以下の債務（以下「非承継債務」という。）は①に記載する承継対象の債務から除く。
  - (1) 承継対象従業員に関する、効力発生日までに発生している従業員の福利厚生又は報酬制度に関連する一切の債務
  - (2) 非承継資産に関連する一切の債務
  - (3) 効力発生日までに承継対象契約に基づき生じた買掛債務及び未払金
  - (4) 租税債務

## 3. 契約（雇用契約を除く。）

効力発生日において甲が締結している契約のうち、本事業のみに関連するものとして甲及び乙が別途書面にて合意する契約（但し、非承継対象処方及び非承継対象原料に関する契約並びに雇用契約を除く。以下「承継対象契約」という。）に係る契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務（但し、非承継資産及び非承継債務を除く。）。

## 4. 雇用契約等

効力発生日において本事業に主として従事する甲の従業員のうち別途甲及び乙が書面にて合意する者との間の雇用契約に係る契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務（但し、非承継債務を除く。）。

別紙2 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

(資産の部)

流動資産

関係会社預け金 10 千円

資産合計 10 千円

(負債の部)

—

(純資産の部)

株主資本

資本金 10 千円

負債純資産合計 10 千円

以上